検査区域



毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

報

○計量器の定期検査を実施する件 示

○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件

○道路の供用を開始する件→件 公 告

○落札者を決定した件

○落札者を決定した件

○土地改良区の役員が就退任した旨の届出があった件 福島県教育委員会教育長

島

福島県選挙管理委員会

○政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書につ

三四

同

郡

三島町

告 示

福島県告示第三百五十三号

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、 特定計量器の定期

令和四年五月二十日

計量法第二十一条第二項の規定により、

対象となる特定計量器 検査の期日及び時間 検 査 場

所

河沼郡柳津町

知事が指定した場所で実施する検査福島県知事 内 堀 雅

雄

町麻郡西会津

壹壹壹壹壹 同

郡昭和村

同 金山町

郡

大沼郡会津美 | 施行令(平成 非自動はかり (計量法一六月二一日

								一号又は第二号に掲げ第三二九号)第五条第
午後四 午後二	年 年 5 年 前 前 一	七月七日 午前九	午後四年後一	七 年 年 前 九 日	七月五 午後一 午後一	六月二三 午前九	六 午 午 午 前 前 九 二	午後四

								銅及びおも	二号に掲げ)第五条第 成五年政令
午後四時まで午後二時から	午前一二時まで	午前一〇時三〇分か七月一二日	午前一一時まで 午前九時三〇分から 七月七日	午後四時まで午後四時まで	で 午前一一時三○分から 午前六日	午後四時まで午後四時まで	午前一二時まで 午前九時三〇分から 六月二三日	午後四時まで午後四時まで午前九時三〇分から午後一時から	午後四時まで 午後一時三〇分から 六月二一日
柳津町役場		西会津町役場	三島町役場	金山町役場	所 金山町横田出張	昭和村公民館	本郷支所会津美里町役場	本庁舎 本庁舎	お鶴生涯学習セ

	午後三時まで		
	干後一寺から		
	前一		
	午前九時から		
	一く。) のこれ日を除	ð	
序	日をが兄日日まで(土曜)	一の検査を受けなかった	朴
		右の特定計量器で、右	古に掲げる町
	午後二昧三〇分まで		
	午前一二時まで		
	前九		
同	七月一四日		
	午後四時まで		
	午後一時から		
	午前一二時まで		
東分庁舎	午前九時三○分から		下町
会津坂下町役場	七月一三日		同 郡会津坂

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規 定する検査場所で実施する検査

耶麻郡西会津町、河 郡柳津町、大沼郡会 津美里町、同郡三島 郡・同郡金山町及び 京郡・田本山町及び	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。) 日及び祝日を除く。)	検査の期日

(計量検定所)

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、福島県告示第三百五十四号

家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。 令和四年五月二十日

福島県知事

内

堀

雅

雄

島
県
告
景

弄
=
百
五
Ŧ
÷
芦
号

病 ヨ | | ネ

牛

患畜

頭

須賀川市

月一二日 五日

殺処分

畜

産

課

病

名

畜 種

患畜の区分

発見頭数

発見の場所

発見年月日

摘

要

令和四年五月二十日年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、 令和 四

福島市	調査を行う者の名称	
大波第一七 大波第一八	調查地域	福島県
	調査期間	

湯川村	北塩原村	喜多方市	会津若松市	- 塙町	白河市	天栄村	郡山市	伊達市	福島市	調査を行う者の名称
上田谷地 松川	大塩第七	小舟寺第三	南千石町第二	田野作一 湯舟一 湯岐四	九番町	牧本第二八 大里第二九	石筵第八 舞木	梁川第一八 梁川第一九	大波第一七 大波第一八	調査地域
司	同	同	同	同	同	同	同	同	令和五年三月三一日	調査期間

令和四年五月二十日

	下永井A 同	南会津町 中荒井第三 中荒井第四 同	会津美里町 八重松 同	
--	----------	--------------------	-------------	--

安積線 県道田村

5

性町一六二番二地先か郡山市田村町守山字小

変更前

· • • 三四・〇

> 四 七・

<u>Б</u>.

性町一六五番一地先ま同 市田村町守山字小

変更後

三二 一 五 〈

四

七

Ŧi.

(道路計画課)

で

(農村)計画調)

福島県告示第三百五十六号

計画課及び福島県県北建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 令和四年五月二十日 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

福島県知事 内 堀 雅 雄

報

	一一般国道	路	泉
下一番一地先	渕 達 〒 一 市	Þ	₹
地先まで	丁一 町	Į.	Ī
変更後	変更前	の 変 見 別 後	更更
一五・八~	六·七~ 一〇·二	(メートル)	敷地の幅員
] 1	(メートル)	延
二二七・九	二二七・九	トル)	長

(道路計画課)

福島県告示第三百五十七号

課及び福島県県中建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

福島県知事 内 堀 雅 雄

	路	
	線	
	名	
	区	
	間	
の	変	変
	更	更
別	後	前
(メートル)		敷地の幅員
(メート		延
ル		長

福島県告示第三百五十八号

課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和四年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	代塩川線	足糸	泉
	一也比 4 6 字浜崎新田二六三二番字浜崎新田二六三二番河沼郡湯川村大字浜崎	D	<u> </u>
八六一番二村大字浜崎	地比から、海崎新田二六三二番、海崎新田二六三二番、沼郡湯川村大字浜崎	ī	1
変更後	変更前		変更更前
一二・〇~	111・0~	(メートル)	敷地の幅員
٠; ب	.	(メートル)	延
· · ·	六二・〇	トル)	長

(道路計画課)

福島県告示第三百五十九号

課及び福島県相双建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 令和四年五月二十日 福島県土木部道路総室道路計画一項の規定に基づき、県道につい

重高 県田事 勺 屈 隹 隹

線	
名	
区	
間	
変 変	
更 更	
後前	
敷地の幅員	福島県矢事
延	Þ
	坊
長	州加

路

	渡県	
	渡広野線県道上戸	
先まで	たいら 見川字平鈴一番五一地 双葉郡広野町大字上浅	
変更後	変更前	の別
= <u> </u>	二九	(メートル)
三 八 · 四	三八・四	(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第三百六十号

課及び福島県県中建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和四年五月二十日

福島県知事 内 堀 雅

雄

·····································	泉 三春石川 野 野	出 彩 名	
八君九后	司 『 『 『 五 『 五 二 二 七 番 『 二 二 七 番 』	[2	<u> </u>
一地先まで一声の	丁ヱ屋牧ノ川町字屋敷ノ	F	1
変更後	変更前	l	変更更前
一八・六	一四・〇	(メートル)	敷地の幅員
一八八	一八八	(メートル)	延
八 二 〇	一 二 〇	ル	長

福島県告示第三百六十二号

計画課及び福島県南会津建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供すついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 る 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

令和四年五月二十日

福島県知事
内
堀
雅
雄

	C B 二八 二六 六・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5 通一八四郡 市会 津郡 市会 津郡 市会 1 本 1 五 素 1 元 五 番 4 末 4 末 4 末 4 末 4 末 4 末 4 末 4 末 4 末 4		(道路計画課) (道路計画書) (祖語書) (道路計画書) (祖語書) (祖語書)	一八・六八条第一項の規定に八条第一項の規定に出出して、福島県土木八条第一項の規定に開出した。	変 更 年 元 月 展 年 元 月 展 年 元 月 展 年 元 月 展 年 元 月 展 年 元 月 展 年 元 日 一 元 一 元	二十十 六	線 相福の法 告 四島区 第 年県域 第 五県を和 三	課 て 福 及 道 島 令 び 路 路 県
八 六 · C	A 一 八 ○ ・ ○ 九 ○ ~	変 更 前	7 沢一〇九五番三地先か 南会津郡権杖岐村字滝	三五二号	<u> 一八二</u> ・○	六・九~	変更後	一八九番一地先まで 和同一町字屋敷ノ	入同	紡
(メートル)	X	別後] 18	一 八 二 ・ 〇	一四・○	変更前	「さまて	春近野	!三 県
延 長	敷地の幅員	更更	<u> </u>	泉	(メートル)	別 (メートル)	の 変	Ī	名 1	F

	六	司 市叮延坂字堰ノ内一六番一地先から 一六番一地先から 福島市町庭坂字堰ノ内	
	変更後	変更前	の
	後	前	別
В	A	A	
一五二 六 ○ ○ 八 〉 ○	三 . 五 .	A 二〇·五 〇·五	(メートル)
			<u> </u>
<u></u> 五 ○ :	一 五 ○ ·	一 五 ○ ·	(メートル)

達線 倉飯坂伊 里道上名

(道路計画課)

<u>Fi</u>.

0

0

第291号

南会津郡檜枝岐村字滝 南会津郡檜枝岐村字滝 がら	で 一三七番五地先ま	同 郡同 村字混 水子流 水子の九五番二八地先 まで	一会	で
			変更後	
D	С	В	A	
一 九 · 克 九	二 九 六 八 四 〉	二六 八· · 二	九・七~	
一 九 五 ·	一 四 ○ •		<u>Л</u> Л.	

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に福島県告示第三百六十三号 計画課及び福島県県南建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。 令和四年五月二十日 変 更 前 敷地の幅員 福島県知事 延 内 堀 雅 長 雄

(道路計画課)

計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に福島県告示第三百六十四号 令和四年五月二十日

(道路計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

7 7 人 新	ミコ川泉	路 線 名
5 門 P = - 社 = -		X
郡同 町字長久保郡同 町字長久保郡同 町字石田四郡石川町大字形見 一番二地先まで おっこ一番二地先まで おっこ一番二地先まで おっこー おっこ かっこ かっこ かっこ かっこ かっこ かっこ かっこ かっこ かっこう かっこう	二番二也もいる川町大字形見	間
	変更前	の変変 更更 別後前
C B	A U七·八 〇	敷地の幅員
		 、 延 メ
三、九三六・○	四、六七三・一	(メートル) 長

	三四九号	路 線 名
地先まで 地先まで 相別 村大字青	札から 瀬字青生野七番一九地 東白川郡鮫川村大字渡	区
平二二八番村大字青	七番一九地川村大字渡	間
変	変	の変
変更後	変更前	更
		別後
二四 六· 三 三	七・七~	(メートル)
三 九 三 ·	三八六六	(メートル)
<u>.</u>	<u>.</u>	.)

福

				_	計つ 補	Ī											
	三四 九 号 道	糸	洛 線 名	有 利 四 全	帝国男子 画課及び福 西課及び福 のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの												
番一地先まで	司 郡司 町字広畑二 番一地先から 伊達郡川俣町字広畑二	[2	<u>X</u>] - - - -		<u> </u>	四番九地先まっ	同 郡同 町字新町四	石川郡石川町	三一五番一地先まで同 郡同 町字一ノ	ら 明内二一番	石川郡石川町大字形見	三番一地先まで同 郡同 町字	一五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	$\Pi \rightarrow$	同 郡同 町	字明内二一番一地先か石川郡石川町大字形見
5 万 火 -	子広畑二	ļ ļ	盯		務所で全部を発売して		~	子新町四地先から	学屋敷ノ	先まで 字一ノ沢	- 地 先 カ	大字形見	で石田四	先からう	子一ノ沢	町字長久保	一地先か
変更後	変更前	の ®	変更更前		和四年五月二名。その関号)第十八												変更後
ВА	A		市人		一係 条 図 第				D			С			В		A
- 〇 三 三 - · 八 · 七 五 〈 三 〈	三五・七~	(メートル)	敷地の幅員	福島県知事	年五月二十日から二週間一般の縦窄その関係図面は、福島県土木部湾第十八条第一項の規定に基づき、			_ /1	六、九~		= = = = = =			一〇七・〇	一〇・七~		四七・八〇
			延	内	般土基の大づ				$\vec{}$			\equiv		-			四
t t 0 -	七 · 一	(メートル)	長	堀雅雄	週間一般の縦覧に供する。福島県土木部道路総室道路規定に基づき、一般国道に	(道路計画課)			一三六・〇			六〇九・二		-	三八三・二		六七三・一
					。 路 に									·			
						1 1								設(共	福	_

(道路計画課)

福島県知事

内

堀 雅 雄

	一般	路
	国道三四九号	線
	号	名
ま同地で生	伊達	供
郡の同の	郡川	用
町 字	俣 町-	開
字広畑	大綱木	始
<u>=</u>	小字折!	の
番一	橋二	区
地 先	番一	間
	令	供
	和 四	用
	年工	開
	五月	始
	$\frac{1}{0}$	の
	$\stackrel{\smile}{\mathbb{H}}$	期
		日

(道路計画課)

告

公

公告第123号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業 務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第 12条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 (昭 和 39年 福 島 県 規 則 第 17号) 第 274条 の 11第 1 項 の 規 定 に よ り公告する。

令和 4 年 5 月 20 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第291号

- 落札に係る特定役務の名称及び数量 福島県税務システム維持管理業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 3 令和4年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号

- 落札金額 5
 - 102,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

事

特例政令第6条の公告を行った日 7 令和4年2月4日

(税務システム課)

只見町土地改良区一地改良区の名称

任

監理理理理理理理理役就監監理理理理理理理理事事事事事事事事事別任事事事事事事事事事事事 した役員 目黒 良樹 医之 佐藤 隆之 新佐小渡氏國藤沼部名 矢澤 菅家 八久保 新佐小渡氏國藤沼部名 佐藤 隆之 五十嵐 定松 五十嵐 定松 土粒 粒 達朗 ゆかり ゆ 好 武 勇 か 正 夫 夫 り 好武勇正夫夫 玉

夫

同同同同同同同同同同自住会所

郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡 町大字黒谷字篠田町大字福井字曲戸五 町町 町町 町 町大字福井字宮ノ前五一六番地町大字黒谷字町四八八番地の三町大字小川字上村二三二番地 ·大字福井字前田表八四番地·大字只見字新町二二〇三番

地

'大字熊倉字居平三四九番地 天字黑谷字沖一六九四番地天字福井字仲町二六五番地 大字黒谷字町五一二番地 戸五五六番地 一三三三番 のの地二二の 00 地

同同同同同同同同同同自信 会所

郡 郡 同 同 **只見** 町町 町町町町 町 町大字福井字仲町二六五番地の町大字熊倉字居平三四九番地町大字黒谷字町五一二番地 町 叫大字黒谷字町五一叫大字黒谷字篠田一 ?大字福井字宮ノ前五一六番地の?大字黒谷字町四八八番地の! 大字小川字上村二三二番地! `大字只見字新町二二〇三番 大字福井字前田 大字黒谷字沖 大字福井字曲 一六九四番地 一三三三番:

地

のの

四戸五五六番地の田表八四番地の のの地地二二の

福島県知 事 内 堀

雅

福 島

県

教

委員

会

教

育 長

> 農村計画 課

公告第百二十四 号

土 地改良法(昭和

令和四年五月二十日

おり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七 項の 規定により、

次

公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育委員会教職員等にお けるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラムについて、次のとおり落札者 を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平 成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年 福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和 4 年 5 月 20日

福島県教育委員会教育長 博 文 大 沼

- 落札に係る物品等の件名及び数量 福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプロ グラム 7,179本
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 3
 - 令和4年3月9日 落札者の氏名及び住所
 - 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社JECC
- 落札金額 5 137,087,280円

4

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日 7 令和 4 年 1 月 28日

(教育総務課)

多文学 大文 支出の総額 その他の収入 쁘 収入総額 \mathbb{H} 徊 疋 팯 委員長 \mathbb{H} 396,176 後 ယ 遠 팯 藤 396 H 俊 ,177 雪 博

内訳

された令和二年分の収支報告書について、政治資金規正法(昭和二十三年法律第石福島県選挙管理委員会告示第二十二号 から次のとおり訂正の届出があった。

第百九十四号)

MELON郡山社会活動委員会の会計責任者日九十四号)第十二条第一項の規定により提出

福島県選挙管理

委員

令和四年五月·

福 島

県選 挙 管理 委員 会

リサイクル適性(A)

【定価 1 箇月 3,560円】

島 発行者 印刷所 株式会社 第 印 刷